| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針 | **◆法第21条の５の18** |  |  |
|  | (1) 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（指定保育所等訪問支援）の事業を行う者（指定保育所等訪問支援事業者）は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。**◆平24厚令15第３条第２項** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。**◆平24厚令15第３条第３項** | 運営規程個別支援計画ケース記録福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることがわかる書類 | □適□否⇒「事業者と関係機関等との連携」は、第４の９にあり |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 **◆平24厚令15第３条第４項** | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることがわかる書類 | □適□否⇒「身体拘束等の禁止」は第４の30に、「虐待等の禁止」は第４の31にあり |
|  | (4) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。**◆平24厚令15第72条****条例第74条** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否⇒「指導、訓練等」については、第４の20にあり |
| 第２ 人員に関する基準 | **◆法第21条の５の19第１項****◎解釈通知第七の１****条例第６条** |  |  |
| １ 従業員の員数 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所（指定保育所等訪問支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。一 訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）　１以上**◆平24厚令15第73条第１項****規則第２条第１項****◎解釈通知第七の１** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否訪問支援員　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名) |
|  | (2) (1)の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち１人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。**◆平24厚令15第73条第２項****◎解釈通知第七の１** | (1)に同じ | □適□否 |
| ２ 管理者 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、１の(1)の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第74条(第７条準用)****条例第８条** | 管理者の雇用形態がわかる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
| 第３ 設備に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第七の２(第六の２参照)** |  |  |
|  | (1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。**◆平24厚令15第75条(第71条の10第１項準用)****条例第10条第１項** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】以下(5)を除いて同じ | □適□否□事務室□受付□相談スペース |
|  | (2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第75条(第71条の10第２項準用)****条例第10条第３項** | (1)に同じ | □適□否 |
| 第４ 運営に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３参照)** |  |  |
| １ 内容及び手続　の説明及び同意 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。　**◆平24厚令15第79条(第12条第１項準用)****条例第13条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(2)前段参照)**指定児童発達支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の・運営規程の概要・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情解決の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該資料申込者の同意を得なければならない。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第79条(第12条第２項準用)****条例第13条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(2)後段参照)**使用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第１項の規定に基づき、①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②当該事業経営者が提供する指定児童発達支援の内容③当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項④指定児童発達支援の提供開始年月日⑤指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。　なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印）その他保護者に交付した書面 | □適□否 |
| ２ 契約支給量の報告等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定保育所等訪問支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。**◆平24厚令15第79条(第13条第１項準用)****条例第14条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(3)①参照)** | 受給者証の写し | □適□否 |
|  | (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。**◆平24厚令15第79条(第13条第２項準用)****条例第14条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(3)②参照)** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。**◆平24厚令15第79条(第13条第３項準用)****条例第14条第３項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(3)③参照)** | 契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。**◆平24厚令15第79条(第13条第４項準用)****条例第14条第４項** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否□該当なし |
| ３ 提供拒否の禁止 | 　指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。**◆平24厚令15第79条(第14条準用)****条例第15条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(4)参照)**提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、　①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合　②入院治療の必要がある場合　③当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。　なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は正当な理由には当たらない。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ４　連絡調整に対する協力 | 　指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。**◆平24厚令15第79条(第15条準用)****条例第16条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(5)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 　指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。**◆平24厚令15第79条(第16条準用)****条例第17条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(6)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。**◆平24厚令15第79条(第17条準用)****条例第18条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(7)参照)** | 受給者証の写し | □適□否□該当なし |
| ７　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第18条第１項準用)****条例第19条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(8)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第18条第２項準用)****条例第19条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(8)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。**◆平24厚令15第79条(第19条準用)****条例第20条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(9)参照)** | アセスメント記録ケース記録 | □適□否□該当なし |
| ９　指定障害児通所支援事業者等との連携等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第79条(第20条第１項準用)****条例第21条第１項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第79条(第20条第２項準用)****条例第21条第２項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 10　サービス提供の記録 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。**◆平24厚令15第79条(第21条第１項準用)****条例第22条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(10)①参照)** | サービス提供の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。**◆平24厚令15第79条(第21条第２項準用)****条例第22条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(10)②参照)** | サービス提供の記録 | □適□否 |
| 11　身分を証する書類の携行 | 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の11準用)****◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(1)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 12　指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。**◆平24厚令15第79条(第22条第１項準用)****条例第23条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(11)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）**◆平24厚令15第79条(第22条第２項準用)****条例第23条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(11)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 13　通所利用者負担額の受領 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の12第１項準用)****条例第24条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(12)①参照)**　 | 請求書領収書以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の12第２項準用)****条例第24条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(12)②参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の12第３項準用)****条例第24条第３項　規則第６条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(12)③参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の12第４項準用)****条例第24条第４項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(12)④参照)** | 領収書 | □適□否□該当なし |
|  | (5) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。**◆平24厚令15第79条(第71条の12第５項準用)****条例第24条第５項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(12)⑤参照)** | 重要事項説明書 | □適□否□該当なし |
| 14　通所利用者負担額に係る管理 | 　指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。**◆平24厚令15第79条(第24条準用)****条例第25条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(13)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。**◆平24厚令15第79条(第25条第１項準用)****条例第26条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(14)①参照)** | 通知の写し | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。**◆平24厚令15第79条(第25条第２項準用)****条例第26条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(14)②参照)** | サービス提供証明書の写し | □適□否□該当なし |
| 16　指定保育所等訪問支援の取扱方針 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。**◆平24厚令15第79条(第26条第１項準用)****条例第27条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(15)①参照)**適切な支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第26条第２項準用)****条例第27条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(15)②参照)**支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。**◆平24厚令15第79条(第26条第３項準用)****条例第27条第３項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(15)③参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 17　保育所等訪問支援計画の作成等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画（保育所等訪問支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第１項準用)****条例第28条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)①参照)** | 個別支援計画児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | □適□否支援計画作成者( ) |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第２項準用)****条例第28条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)①参照)**児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、指定事業所毎に定めるもので差し支えない。また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | □適□否 |
|  | (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第３項準用)****条例第28条第３項** | アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録 | □適□否 |
|  | (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第４項準用)****条例第28条第４項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)②参照)** | 個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類 | □適□否 |
|  | (5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第５項準用)****条例第28条第５項　規則第７条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)②ｱ参照)** | サービス担当者会議の記録 | □適□否 |
|  | (6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第６項準用)****条例第28条第６項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)②ｲ参照)** | 個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第７項準用)****条例第28条第７項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)②ｳ参照)** | 保護者に交付した記録個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第８項準用)****条例第28条第８項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(16)②ｴ参照)** | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □適□否 |
|  | (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。**◆平24厚令15第79条(第27条第９項準用)****条例第28条第９項　規則第７条第２項** | モニタリング記録面接記録 | □適□否 |
|  | (10) 保育所等訪問支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。**◆平24厚令15第79条(第27条第10項準用)****条例第28条第10項** | (2)から(7)に掲げる確認資料 | □適□否□該当なし |
| 18　児童発達支援管理責任者の責務 | 　児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一　相談及び援助を行うこと。二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。**◆平24厚令15第79条(第28条準用)****条例第29条　規則第８条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の3(17)①②参照)** | 相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)他の従業者に指導及び助言した記録 | □適□否 |
| 19　相談及び援助 | 　指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第29条準用)****条例第30条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(18)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 20　指導、訓練等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第30条第１項準用)****条例第31条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(19)①参照)** | 個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第30条第２項準用)****条例第31条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(19)①参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第30条第３項準用)****条例第31条第３項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(19)①参照)** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定児保育所等訪問支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。**◆平24厚令15第79条(第30条第４項準用)****条例第31条第４項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(19)②参照)** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
|  | (5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。**◆平24厚令15第79条(第30条第５項準用)****条例第31条第５項** | 従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 | □適□否 |
| 21　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第32条第１項準用)****条例第33条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(21)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。**◆平24厚令15第79条(第32条第２項準用)****条例第33条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(21)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 22　緊急時等の対応 | 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第34条準用)****条例第35条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(23)参照)** | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | □適□否□該当なし |
| 23　通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。**◆平24厚令15第79条(第35条準用)****条例第36条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(24)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 24　管理者の責務 | (1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。**◆平24厚令15第79条(第36条第１項準用)****条例第37条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(25)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第６章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第36条第２項準用)****条例第37条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(25)参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 25　運営規程 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。一　事業の目的及び運営の方針二　従業者の職種、員数及び職務の内容三　営業日及び営業時間四　指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額五　通常の事業の実施地域六　サービスの利用に当たっての留意事項七　緊急時等における対応方法八　虐待の防止のための措置に関する事項九　その他運営に関する重要事項**◆平24厚令15第79条(第71条の13準用)****条例第38条　規則第９条****◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(3)、第三の３(26)①参照)**上記二「従業員の員数」は、日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。**◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(3)、第三の３(26)③参照)**四「指定保育所等訪問支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。**◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(3)、第三の３(26)④参照)**五「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならない。**◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(3)、第三の３(26)⑤参照)**六「サービスの利用に当たっての留意事項」は、障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。**◎解釈通知第七の３(1)(第六の３(3)、第三の３(26)⑧参照)**八「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア虐待防止に関する責任者の設置イ苦情解決体制の整備ウ従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)エ基準第45条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること　等を指すものである。**◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(26)⑨参照)**上記のほか、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 | 運営規程 | □適□否 |
| 26　勤務体制の確保等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。**◆平24厚令15第79条(第38条第１項準用)****条例第39条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(27)①参照)**指定指導発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 | 従業者の勤務表 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）**◆平24厚令15第79条(第38条第２項準用)****条例第39条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(27)②参照)**　指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。**◆平24厚令15第79条(第38条第３項準用)****条例第39条第３項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(27)③参照)**研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | 研修計画、研修実施記録 | □適□否 |
|  | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第38条第４項準用)****条例第39条第４項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(27)④参照)**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の２第１項の規定に基づき、指定児童発達支援事業者には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、解釈通知を確認のこと。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | □適□否 |
| 27　業務継続計画 の策定等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第38条の２第１項準用)****条例第39条の２第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(28)①参照)**業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第38条の２に基づき指定指導発達支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(28)②参照)**業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)b 初動対応c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)イ　災害に係る業務継続計画a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)c 他施設及び地域との連携※業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用については、令和３年から３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務となっている。 | 業務継続計画 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第79条(第38条の２第２項準用)****条例第39条の２第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(28)③参照)**研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年１回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。**◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(28)④参照)**訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年１回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。※令和６年３月３１日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第38条の２第１項準用)****条例第39条の２第３項**※令和６年３月３１日までは努力義務 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □適□否 |
| 28　衛生管理等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。**◆平24厚令15第79条(第41条第１項準用)****条例第42条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(31)①参照)**従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意すること。ア　指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つことイ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じることウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること | 衛生管理に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。**◆平24厚令15第79条(第41条第2項第1号準用)****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(31)②ｱ参照)** | 衛生管理に関する書類委員会議事録 | □適□否 |
|  | ②　当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。**◆平24厚令15第79条(第41条第2項第2号準用)****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(31)②ｲ参照)** | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | □適□否 |
|  | ③　当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第79条(第41条第2項第3号準用)****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(31)②ウ、エ参照)**※令和６年３月31日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
| 29　掲示 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定保育所等訪問支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定保育所等訪問支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。**◆平24厚令15第79条(第43条第１項、第２項準用)****条例第44条第１項、第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の3(33)①②参照)**指定児童発達支援事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる点に留意し、掲示しなければならない。ア　指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することは不要 | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適□否 □掲示 □閲覧 |
| 30　身体拘束等の禁止 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。**◆平24厚令15第79条(第44条第１項準用)****条例第45条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(34)①参照)** | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。**◆平24厚令15第79条(第44条第２項準用)****条例第45条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(34)①参照)** | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第79条(第44条第３項準用)****条例第45条第３項　　規則第９条の３****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(34)②～④参照)**※令和3年4月1日に既に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 | 委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | □適□否□適□否□適□否 |
| 31　虐待等の禁止 | (1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。**◆平24厚令15第79条(第45条第１項準用)****条例第46条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(35)参照)** | 個別支援計画虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)ケース記録業務日誌 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　当該指定保育所等訪問支援事業所において 、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。**◆平24厚令15第79条(第45条第２項準用)****条例第46条第２項　　規則第９条の４****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(35)①～④参照)** | 委員会議事録従業者に周知したことが分かる書類研修を実施したことが分かる書類担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適□否□適□否□適□否 |
| 32　秘密保持等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。**◆平24厚令15第79条(第47条第１項準用)****条例第48条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(37)①参照)** | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第47条第２項準用)****条例第48条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(37)②参照)**当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □適□否 |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。**◆平24厚令15第79条(第47条第３項準用)****条例第48条第３項****◎解釈通知第三の３(37)③**従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 個人情報同意書 | □適□否 |
| 33　情報の提供等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。**◆平24厚令15第79条(第63条の２第１項準用)****条例第49条第１項** | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。**◆平24厚令15第79条(第63条の２第２項準用)****条例第49条第２項** | 事業者のＨＰ画面・パンフレット | □適□否 |
| 34　利益供与等の禁止 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。**◆平24厚令15第79条(第49条第１項準用)****条例第50条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(38)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。**◆平24厚令15第79条(第49条第２項準用)****条例第50条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(38)②参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 35　苦情解決 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第50条第１項準用)****条例第51条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(39)①参照)**　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | □適□否　□苦情受付窓口の設置　□その他　( ) |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。**◆平24厚令15第79条(第50条第２項準用)****条例第51条第２項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(39)②参照)**　苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。　 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。**◆平24厚令15第79条(第50条第３項準用)****条例第51条第３項** | 市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。**◆平24厚令15第79条(第50条第４項準用)****条例第51条第４項** | 都道府県等への報告書 | □適□否□該当なし |
|  | (5) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。**◆平24厚令15第79条(第50条第５項準用)****条例第51条第５項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(39)③参照)** | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □適□否□該当なし |
| 36　地域との連携等 | 指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。**◆平24厚令15第79条(第51条第１項準用)****条例第52条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(40)①参照)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 37　事故発生時の対応 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第79条(第52条第１項準用)****条例第53条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(41)参照)**留意点　①指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。　②賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。　③事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので参考にされたい。 | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。**◆平24厚令15第79条(第52条第２項準用)****条例第53条第２項** | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。**◆平24厚令15第79条(第52条第３項準用)****条例第53条第３項** | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | □適□否□該当なし |
| 38　会計の区分 | 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。**◆平24厚令15第79条(第53条準用)****条例第54条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(42)参照)** | 収支予算書・決算書等の会計書類 | □適□否 |
| 39　記録の整備 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。**◆平24厚令15第79条(第54条第１項準用)****条例第55条第１項****◎解釈通知第七の３(1)(第三の３(43)参照)** | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から５年間保存しているか。一　提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録二　保育所等訪問支援計画三　市町村への通知に係る記録四　身体拘束等の記録五　苦情の内容等の記録六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**◆平24厚令15第79条(第54条第２項準用)****条例第55条第２項　　規則第10条****◎解釈通知第七の３(1)(第三の3(43)①②参照)** | 左記一から六までの書類 | □適□否 |
| 40 電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第５　多機能型事業所に関する特例 | **◆法第21条の５の19****◎解釈通知第八** |  |  |
| １　従業者の員数に関する特例 | 指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数二　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第80条第1項（第73条第1項適用）****条例第82条（第６条第１項適用）****規則第21条（第２条第１項適用）****◎解釈通知第八の１(1)**　多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所に配置とされる従業者間での兼務が可能 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否訪問支援員　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名)障害福祉サービス経験者　　　　名 |
| ２　設備に関する特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。**◆平24厚令15第81条****条例第83条****◎解釈通知第八の２**　多機能型事業所の設備については、当該指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。 | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□該当なし |
| ３　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④**　 | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④**　 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第６　変更の届出等 | (1) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定に係る保育所等訪問支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定保育所等訪問支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第３項****施行規則第18条の35第１項～第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第４項****施行規則第18条の35第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第７　障害児通所給付費の算定及び取扱い | **◆法第21条の５の３第２項** |  |  |
| １　基本事項 | (1) 保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第５により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122の一　平24厚告128** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
|  | (2) (1)の規定により、保育所等訪問支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。**◆平24厚告122の二** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
| ２　保育所等訪問支援給付費 | (1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第５の１の注１****平24厚告269の一****◎留意通知第二の２(5)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （訪問支援員特別加算） | (2) 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき679単位を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の１の注１の２****平24厚告269の十二の三(十二の二準用)****◎留意通知第二の２(5)①** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （減算が行われる場合） | (3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、 次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | 【保育所等訪問支援計画等未作成減算】①　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合(一)保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70(二)保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | ②　同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合100分の93 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | 【人員欠如減算】③　従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める基準及び割合」の三の三の表上段に該当する場合　同表下段に定める割合 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **◆平24厚告122別表第５の１の注２****平24厚告271の三の三****◎留意通知第二の１(6)、第二の１(7)****◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。****①保育所等訪問支援計画等未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**②人員欠如減算：**著しい人員欠如が継続する場合は、従業員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導し、指導に従わない場合 |  |  |
| （特別地域加算） | (4) 平成27年厚生労働省告示第182号「厚生労働大臣が定める地域」にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の１の注３****平27厚告182****◎留意通知第二の２(5)②(居宅訪問型児童発達支援給付費２(4)②準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （身体拘束廃止未実施減算） | (5) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。**◆平24厚告122別表第５の１の注４****◎留意通知第二の１(9)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**(一)身体拘束等に係る記録が行われていない場合(二)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年１回以上開催していない)場合　　※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。(三)身体拘束等の適正化のための指針未整備の場合(四)身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない（年１回以上実施していない）場合※令和５年３月31日までの間は、上記(二)から(四)のいずれかに該当する場合であっても減算しない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。**京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに指導に従わない場合には指定の取消を検討** |  |  |
| ２－２　初回加算 | 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の１の２の注****◎留意通知第二の２(5)③** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ２－３ 家庭連携加算 | 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談支援を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の１の３の注****◎留意通知第二の２(5)④**　１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。　なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及び家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ３ 利用者負担上 限額管理加算 | 指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の２の注****◎留意通知第二の２(5)⑤(児童発達支援給付費２(1)⑧準用)**　「通所使用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ４ 福祉・介護職員 処遇改善加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十一に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。５において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本点検表P.33の２からP.36の３までにより算定した単位数の1000 分の81に相当する単位数ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 本点検表P.33の２から３までにより算定した単位数の1000 分の59に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 本点検表P.33の２から３までにより算定した単位数の1000 分の33に相当する単位数**◆平24厚告122別表第５の３の注****平24厚告270の十一(二準用)****◎留意通知第二の２(5)⑥(児童発達支援給付費２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ５ 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、本点検表P.33の２から３までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の４の注****平24厚告270の十二(十の三準用)****◎留意通知第二の２(5)⑥(２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ６ 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十二の２に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、本点検表P.33の２から３までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第５の５の注****平24厚告270の十二の２(三の２準用)****◎留意通知第二の２(5)⑥(２(1)⑯準用)**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |